

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第9回）議事録

1. 日 時 平成21年6月2日（火）15：00～15：50

2. 場 所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3. 出席者

（政 府） 宮澤内閣府副大臣、岡本内閣府大臣政務官

（委 員） 檜谷委員長、金子委員、黒川委員、佐藤委員、傍士委員、薬師寺委員、
山根委員、與謝野委員、米田委員

（規制所管省庁） 厚生労働省健康局生活衛生課 松岡課長

厚生労働省医政局看護課 野村課長

農林水産省大臣官房 大浦参事官

（事務局） 上西事務局長代理、市川次長、高田参事官、畠参事官、松本参事官、
山田参事官

4. 議事経過

（上西事務局長代理） それでは、お揃いになりましたので、第9回の評価・調査委員会を始めさせていただきます。委員長が選任されるまでの間は、私、事務局の上西が進行を務めさせていただきます。

委員のご紹介につきましては、お手元に名簿と座席表がございますので、それをもって紹介にかえさせていただきます。

それでは、まず開会に当たりまして、宮澤内閣府副大臣からご挨拶を頂戴したいと存じます。副大臣、よろしくお願いいたします。

（宮澤副大臣） 構造改革特区を担当しております副大臣の宮澤洋一でございます。

昨日から政府は、また国会もそうでございますが、クールビズに入っております、こういう格好で参りまして、ちょっと暑いですね、やっぱり。

今日は9回目の評価・調査委員会ということでございますが、一言ご挨拶を申し上げます。

この委員会の前身、評価委員会が発足したのは平成15年と伺っております。もう5年以上たつて、本当に特区制度を全国展開させることを通じて、地域の活性化と全国での規制改革を進めていただきまして、ありがとうございます。また、19年度から未実現の提案につきましてもいろいろ調査審議にも取り組んでいただきまして、大変感謝をしております。

今回は委員の改選ということで、2名の方につきまして今回から審議に加わっていただくということを伺っております。引き続きご参加いただく委員におかれましては、これまでの経験を活かしていただきまして、さらに特区制度を大きくはばたくようにしていただければありがたいと思っておりますし、また、今回加わられた2名の方には、また新しい観点からいろいろご意見をいただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、本部長であります麻生総理から未実現提案に係る諮問を預かってまいりました。大変難しいものが含まれていると思います。特に看護師の関係の話というのは、必要性は誰もが感じておりますけれども、現在の報酬体系といったものとなかなかなじまないものもすぐには実現できませんし、なじみ過ぎるとどこが改革かと言われるような、そういうところがあるのかなというふうに思っております。ぜひとも慎重に審議をしていただき、積極的に、また幅広く検討をしていただければありがたいと思っております。

大変厳しい経済の状況、私どもも先週の金曜日にやっと補正予算が通りました。これからどのような形で景気回復がしていくのか。一方でインフルエンザの問題等々、秋以降、再度毒性が強くなって戻ってきたときには、この安全・安心ということだけではなくて、経済のほうにも相当影響が出てくることも、ある程度準備といえますか、心構えをしていかなければいけない中で、特区というように、まさに規制緩和を通じて経済を再生していくということは、また大変大事なことでございます。

大変お忙しい方々に委員になっていただいておりますけれども、是非とも積極的な調査を、審議をしていただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

(上西事務局長代理) 副大臣、ありがとうございました。

それでは、議事を進めてまいります。まずこの評価・調査委員会の構成と運営につきましては、構造改革特別区域推進本部令のほか、細則として評価・調査委員会会議規則というものがございます。これらにつきまして、まず事務局よりご説明を申し上げます。

(松本参事官) 事務局の参事官をしております松本でございます。本日は皆様お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今後またお世話になります。よろしく願いいたします。

お手元の資料の資料1及び資料2をもとにご説明申し上げます。

資料1は、構造改革特別区域推進本部令というものでございまして、これは平成15年に制定され、また、平成19年に改正されました政令でございます。こちらのほうで評価・調査委員会

の位置づけ等について大枠が定められております。

具体的に申し上げますと、第1条の第2項のところに具体的に実施すべき事務といたしまして、大きく2つ、1つ目が特区という形で実施している特定事業、その実施の状況を評価すること、それから第2号といたしまして、新たな規制の特例措置の整備その他の事項についての調査審議というような、この大きく2つがございます。

先ほど副大臣のお話にもございましたように、早速この第2号の調査審議につきまして、本日からまた皆様のご議論をお願いするわけでございます。

また、委員等の任命の第2条でございますけれども、こちらのほうにございますように、内閣総理大臣からの任命という形で皆様方に評価・調査委員会委員をお願いしたわけでございます。

また、第2項にございますように、専門委員というものをまた任命することもできる。

それから、委員の任期は2年ということになっておりますので、これから2年間、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それから、資料2でございますが、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会会議規則というものでございます。こちらのほうはちょうど2年前の平成19年の5月に評価・調査委員会としてご決定いただいたものでございます。こちらのほうでございますけれども、具体的な評価・調査委員会の検討の体制ということをごここで定めております。具体的に申し上げますと、第1条のところ委員長、これは委員の互選という形で選んでいただくということになっております。また、招集につきましては委員長に招集をしていただく。それから、議事については第3条のところでございますけれども、会議の成立の要件等について定められております。

また、本日、後にまたお願いすることになりますけれども、専門部会の設置というようなこと、それから、専門部会のそれぞれの部会の部会員となるべき委員・専門委員の指名ということが委員長によって行われるというようなことになっているわけでございます。

この資料2の会議規則につきましては、こちらの評価・調査委員会のほうでの決定事項でございますので、本日お諮りいたしまして、特段の改正の必要があるということであればご指摘いただいた上で、もしこのままで問題ないということであれば、これに基づいて今後の会議の議論について進めていただければと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

(上西事務局長代理) それでは、ただいまの説明を踏まえまして、ご質問あるいはこの会議規則につきまして特に改めるべき点などございますでしょうか。ご意見がありましたらお申し出

をいただきたいと存じますが。

それでは、特段ご意見ないようでございますので、この会議規則については現行のとおりといたしまして、今後の議事につきましてはこの規則に則って進めさせていただきたいと存じます。

そこで早速でございますが、この会議規則の1条に基づいて委員長を選任したいと思いますが、ご推薦がございましたでしょうか。

(與謝野委員) 榎谷委員に委員長をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(上西事務局長代理) 與謝野委員から榎谷委員を推薦される意見がございましたけれども、ほかの皆様いかがでしょうか。

(一同) 異議なし。

(上西事務局長代理) ご異議がないということでございますので、ここから榎谷委員に委員長をお願い申し上げたいと存じます。

それでは、榎谷委員におかれましては、委員長席にご移動いただきまして、一言ご挨拶をいただきましてから以後の進行をお願いしたいと存じます。

(榎谷委員長) ただいま評価・調査委員会委員長に指名されました榎谷でございます。

これまでに引き続き委員長を務めさせていただくことになりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

構造改革特別区域、いわゆる特区制度につきましては、平成14年に発足して以来、地域のさまざまな声をくみ上げて、特区での取り組みを突破口に規制改革を進展させてまいりました。

評価・調査委員会も、その前身の評価委員会が平成15年に発足して以来、特区における取り組みの評価を通じ、重要な役割を果たしてきたものと考えております。

また、平成19年度からは未実現提案の調査審議も行う評価・調査委員会に改組されまして、地域の思いの実現に向けて取り組んできたところでございます。

特区制度の創設から7年が過ぎまして、既に十分な役割を果たしたのではないかという声もありますけれども、しかしながら、特区のみならず全国規模での改革に結びついたものも含めまして、特区制度は着実に規制改革を進展させており、地域の思いを実現させるための手段として、引き続きその役割を十分に果たせるよう、評価・調査委員会におきましても精力的に審議を進めていきたいと思っております。

先ほど宮澤副大臣からのお話にありまして、本日未実現の提案についての調査審議に

つきまして、本部長であります総理からの諮問がございます。早速検討を開始することになりますが、この審議を通じ、構造改革特別区制度の推進、規制改革の推進に努力してまいりたいと考えております。

ご参集いただいた委員の皆様方は、いずれも各分野の第一線でご活躍いただいている方ばかりでございます。皆様の知見を最大限に活用して評価・調査委員会の審議に当たっていただくことをお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきますと思います。

まず、未実現の提案のうち経済的・社会的に意義があるなどのものにつきまして、本部長からの諮問をお受けしたいと思っております。

宮澤副大臣、よろしくお願いいたしますと思っております。

(宮澤副大臣) 構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会委員長殿。

構造改革特別区域推進本部長、内閣総理大臣麻生太郎。

構造改革特別区域推進本部令第1条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮問。未実現の提案のうち別表に掲げるものについて、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、または情勢の推移を踏まえてさらに検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるため、貴委員会の調査審議を求める。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(樫谷委員長) 副大臣、ありがとうございます。

私どもといたしましても、提案者の思いをいかに実現するかという観点から、精力的に審議を進めてまいりたいと思っております。

本日は、内閣府の岡本政務官にもおいでいただいております。岡本政務官からご意見、ご発言等があればいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(岡本大臣政務官) 評価・調査委員会委員の皆様方におかれましては、本日はご多忙の折にもかかわらずご出席いただき、大変ありがとうございました。内閣府政務官の岡本でございます。

ただいま調査審議の諮問をさせていただいたわけですが、本日は関係省庁の皆様もおいででございますので、私より一言申し上げます。

今般の諮問事項のうち「ナースプラクティショナーの必要性」については、高度な専門性を有する看護師の能力を活用することで、近年の医師の不足や負担増加の問題解決の一助にしたいというものでございます。国民の関心も高い分野であり、規制所管官庁においては、何とか

議論を前に進めていただきたいと思います。

「町屋の空き家を活用した旅館営業に係る玄関帳場等の構造設備基準の緩和」については、多様な観光のスタイルが求められる中、伝統的な町屋で宿泊体験を提供したいとの思いでなされた提案であります。より柔軟な規制手段を通じ、地域の活性化を図れないか、ぜひ知恵を絞っていただきたいと思います。

「酒造好適米を生産する場合の生産調整の要件緩和」は、一定の条件のもとで酒米について、米の生産調整とは別途のものと位置づけることで、農家の負担軽減と地域の伝統産業である酒造りの活性化を図ろうとするものであります。こういった地域の実情を生産調整の検討に反映させるべく、きちんと議論を整理していただきたいと思います。

これらの諮問事項は、いずれも地域の課題や活性化に取り組む関係者にとって切実な問題となっております。また、国会での議論に取り上げられる等、国政の観点からも重要な課題であると思っております。

本日まで出席いただいた関係の規制所管省庁の皆様におかれましては、このような思いを真摯に受けとめ、委員会の審議に誠実に対応し、解決に向けて取り組んでいただくよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(樫谷委員長) 岡本政務官、大変ありがとうございます。

ただいま政務官のお話にもございましたとおり、本日は関係省庁の責任者の方々にもおいでいただいております。今後の調査審議には誠意を持って対応をしていただけますよう、私からもあわせてお願いしたいと思います。

宮澤副大臣、岡本政務官におかれましては、他の予定もございますのでここで退席されます。本日はどうもありがとうございました。

(宮澤副大臣) ありがとうございました。よろしく願いいたします。

(岡本大臣政務官) どうもありがとうございました。よろしく願いします。

(樫谷委員長) それでは、撮影の方がいらっしゃったら、退出いただきたいと思います。傍聴の方もこれ以降の撮影はご遠慮いただきたいと思います。

続きまして、今般調査審議される案件につきまして、事務局から補足説明をお願いしたいと思います。

(畠参事官) 参事官の畠でございます。よろしく願いいたします。座って失礼いたします。

資料の3をお願いいたします。先ほど岡本政務官から趣旨についてはご説明ありましたけれ

ども、資料に基づいて簡単にご説明申し上げます。

まず4ページをお願いいたします。

先ほどありました諮問案件が今回3件でございます。ナースプラクティショナーの関係については14次提案、それから町屋の関係についても14次提案、この2つ、部会の関係でいきますと医療・福祉・労働部会になります。

それから3つ目、酒造好適米の件ですが、これは13次、14次の提案がございまして、これについては地域活性化の部会ということになるかと思えます。

続きまして、5ページをお願いいたします。ここに制度の現状ですとか要望等について整理しております。

まずナースプラクティショナーの関係でございます。

提案者は大分県の大学と病院が共同で提案されたもの、それから、「他」と書いておりますけれども、これとは別に個人の方、それから企業の方がそれぞれ同じような内容について提案をされておるものでございます。

制度の現状でございますけれども、医師でなければ医業をなしてはならないというふうに定められており、これに違反いたしますと懲役ですとか罰金が科されるということになっております。

これに対しまして、提案者からの要望でございますが、看護師の方が特別な養成コースを修了した場合に、一定の条件・範囲内で医業について行うことを可能にするということ、それから、養成コースの方が実習を行う場合には処罰の対象としないという内容でございます。

これに対します規制所管省庁、厚生労働省のスタンスでございますけれども、2つ目の段落、「一方」というところがございましてけれども、診察・診療等は医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼす行為であり、看護師のみで当該行為を実施することは認められないというものでございます。

それから、2つ目の町屋の関係でございます。

提案者は兵庫県、豊岡市、それから、NPOの協会、このほかに株式会社ですとか、商工会6者が一体となって提案された1つのものでございます。

制度の現状でございますけれども、旅館営業の施設は、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場、こういった設備を持っていないとだめだということになっております。

これに対しまして、提案者の方からは、歴史的な町並み維持といった目的のために、あいている町屋を活用して旅館営業をしたいと。その際に、その宿泊施設となる町屋に玄関帳場を設

けるのではなくて、同一区域内の別の敷地にあります事務所、こちらを活用しまして、宿泊者全員との面接を行うといったことを条件にして旅館営業をやりたいというものでございます。

これに対します規制所管省庁、これも厚生労働省でございますけれども、スタンスといたしましては、玄関帳場につきましては、面接を行うことで不健全な営業形態の排除、宿泊者の安全を確保するといったために設けられているというもので、玄関帳場を別のところにある事務所を使ってということになりますと、宿泊者の方の確認が不十分となったり、安全面での問題があるということで認められないというものでございます。

6ページをお願いいたします。酒造好適米の関係でございます。

提案者は、13次で福島県の喜多方市、それから、14次で愛知県の設定楽町、それぞれ提案がされておるものでございます。若干内容は別のものでございますけれども、後で説明いたします。

制度の現状でございます。酒造好適米につきましては、お米については生産調整というものを現在行っておりますけれども、現在加工用米というものは、この数量目標の外の数字ということで除外されておるんですけれども、酒造好適米につきましては、主食用米と一体としてその生産数量の中に入っているという状況でございます。

これに対しまして、提案者からは、以下のいずれかの酒米生産に限って生産調整の取り組みとして取り扱ってほしいというものでございます。

①のほうは14次の設定楽町からの提案内容でございます。特定法人貸付事業、これは農地をリース方式によって利用して、株式会社などが農業に参入するという事業でございますけれども、これによって農業に参入する企業が清酒をつくるためのお米について特別扱いしてほしいというものでございます。

それから、②のほうは喜多方市からの提案でございます。

有機栽培、農薬ですとか化学肥料を使わないで生産するといった生産の仕方でございますけれども、こういったことによる酒米生産者と地域内の酒造業者とが栽培契約を締結した場合のお米、これについても特別な取り扱いをしてほしいというものでございます。

これに対します規制所管省庁、農林水産省でございますけれども、スタンスですが、現在生産調整については省内において見直しが行われておるところでございます。今回の提案によるメリット、デメリット、そういったものを示した上で、現在行われております検討の中で整理をしたいという内容でございます。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

それでは、諮問案件に関する事務局説明につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。何かございますか。よろしいですか。

それでは、ご意見がないようでございますので、次に評価・調査委員会専門部会についての説明を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(松本参事官) 資料の4に基づきまして、説明させていただきます。ちょっと座って説明させていただきます。

評価・調査委員会の専門部会につきましては、資料4にございますように、平成19年5月に評価・調査委員会におきまして、評価・調査委員会専門部会についてという形で整理というか、決定をしていただいております。それに基づきますと、具体的な部会の組織といたしまして、専門部会で医療、福祉、労働の分野を担当する医療・福祉・労働部会、教育分野を担当する教育部会、1、2以外で地域活性化に係る分野ということで担当する地域活性化部会の3つの部会を置き、各部会、必要に応じては合同部会というようなことも可能とすると。また、特定の事項を調査させるためのワーキンググループというようなことも場合によっては設置するというようなことで前回決定していただいております。

先ほど事務局の畠の説明にございましたように、この現在ございます部会をある程度前提といたしまして、調査審議案件につきましても担当を整理しておりますけれども、特段これについて変更の必要があるというようなことでなければ、このような形でまた審議を進めていただき、またそれぞれの部会に委員の皆様には所属していただき、審議を行っていただければというふうに思っております。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいまのご説明を踏まえて何かご意見、ご希望ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

特にご意見ないようでございますので、次に進みたいと思います。

それでは、会議規則の第5条に基づきまして、教育部会、医療・福祉・労働部会及び地域活性化部会を置きまして、それぞれの部会に所属する委員及び専門委員を指名したいと思います。各部会の構成について案がございますので、事務局から配布していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

各部会に所属する委員及び専門委員については、お手元の名簿にありますとおり指名したいと思いますので、皆様におかれましては、それぞれの部会で精力的な議論をお願いしたいと思います。

います。

なお、委員の皆様におかれましては、所属する部会以外の部会であっても、ご関心がある等の場合は適宜ご出席いただくことが可能でございますので、日程等につきましては事務局にお問い合わせいただければと思います。

続いて、各部会の部会長の指名をさせていただきたいと思えます。

医療・福祉・労働部会につきましては佐藤委員、教育部会につきましては金子委員にそれぞれ部会長をお願いすることとし、地域活性化部会につきましては私が務めさせていただきたいと思えます。佐藤委員及び金子委員におかれましては、よろしくお願ひしたいと思えます。

先ほど諮問いただきました調査審議案件については、事務局から説明があったような形で各部会で分担して進めていきたいと思えますが、特段のご異議はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、そのように進めたいと思えます。

次に、特例措置1309の自主的全国展開についての報告が上がっておりますので、事務局からご説明をお願いしたいと思えます。

(山田参事官) 失礼いたします。参事官の山田でございます。

それでは、資料の5をご覧ください。特例措置1309の自主的全国展開についてでございます。これは一般廃棄物の溶融固化物の利用の特例事業というものでございます。

これにつきましては、ここの1309特区の創設の前におきましては、原則といたしまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、地中の空間を利用した一般の廃棄物、これは産業廃棄物以外の廃棄物を指すわけでございますけれども、これの埋め立て処分を禁止をすると、こういうのが原則でありまして、その例外といたしまして、一般廃棄物の溶融固化物の再生利用を促進するという観点から、市町村が、その溶融固化したものでありまして一定の基準に適合するものを、市町村が自ら発注した公共建設工事に利用する場合について、廃棄物の処分に該当するものではないということで、埋め立て可能ということにしているわけでありまして。

これの例えば例といたしまして、地中に戻した材料でございますとか、あと路床の材料でありますとか、路盤の材料でありますとか、そういったものがあるわけでございます。しかしながら、地中空間における利用につきましては、土壌の問題でございますとか、地下水の汚染というような問題がございます、この例外扱いとしなかったということがあったわけでございます。

その後、環境の変化といたしまして、その地下空洞の陥没の危険性がございまして炭鉱の採掘跡などにおきまして、溶融固化物を地中空間に埋め立てすることによりまして、地盤の安定化

とその溶融固化物の有効利用による最終処分場の延命化を図ることが可能になると、こういうニーズも出てきたということでございまして、平成18年3月に1309特区といたしまして、市町村が自ら発注いたしました公共建設工事として行う地中空間の充てん、つまり埋め立てるわけでございますけれども、充てん利用の中で、この下に書いております要件を満たす一般廃棄物の溶融固化物につきましては廃棄物処理法の規制がかからないということとして埋め立て可能と、こういう特区制度を設けたということでございます。

その後、今般、規制所管官庁でございます環境省さんのご判断で夏を目途に、いわゆる自主的全国展開を図る、こういう運びとなったということでございますので、ご報告申し上げますところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

どうぞ、米田委員。

(米田委員) この場合の特区の全国展開ですけれども、一般廃棄物は市町村ごとに許可が出るように覚えております。そのときに、1309特区によりと書いてある「市町村が自ら発注した公共建設工事」というときの市町村というのは、この溶融スラグ、溶融固形物を発生させた市町村と同一の市町村の場合と限定的に読むべきなんでしょうか。それとも、他の市町村によってつくられたものをほかの市町村が工事に使うことも認めるといふふうに読むべきでしょうか。ご説明よろしくをお願いします。

(山田参事官) ここで申しますと、当該市町村ということでございますけれども、他の市町村の溶融スラグにつきましても事務の委託ということで処理が可能というふうに、環境省のほうでは対応しているところでございます。

(樫谷委員長) 米田委員、よろしいですか。

(米田委員) 事務の委託というのはどういうことなんでしょうか。

(山田参事官) この問題につきましても、従前はいろいろな議論があったところでございますけれども、地方自治法に基づく事務の委託という形で実施可能ということを経済省のほうで確認をされたということでございます。

(米田委員) 念のためにお伺いしますが、それは都道府県を越えた場合でもよろしいわけですか。

(山田参事官) はい。特にそういう限定はございません。

(米田委員) それで、これは市町村が自ら発注した公共建設工事とありますが、都道府県が自ら発注した公共建設工事は含まれないんですか。

(山田参事官) この特区についてはそういった形、市町村ということでやっております。

(米田委員) やっぱり一般にそれは廃棄物が市町村単位で処理されているからということでしょうか。

(山田参事官) そういうふうに考えてございます。

(米田委員) ということは、これは市町村である必要は必ずしもないわけですね。

(山田参事官) 一般的にはやっぱり廃棄物の処理は市町村単位でやっておるというのがございまして、廃棄物処理法の取り扱いも基本的にはそういったものを前提とした規定の仕方をしていられるわけございまして、それで、この1309特区もそれを前提としたスキームにしたということでございます。

(米田委員) 趣旨とか、どういう経緯かとかは今のご説明で理解できたんですけども、特にこれ、要は市町村ごとにできてくるそういった熔融スラグを、ある一定の要件のもとできちんとした形で地中に埋め戻すことができるという内容だと思います。そのときに発注先が市町村である必要は必ずしもないかもしれないので、それが都道府県の工事であったら何が問題なのか、また、発注が国であればどういう問題が生じるのかということも検討いただけたらと存じます。もう少し拡張していけるのではないかという感触を今抱いております。

(山田参事官) 発注者が国という場合はどうかというのは、ちょっと私よく聞いてみなければわかりませんが、仮に都道府県の場合にその廃棄物処理法の規制がかかるかどうかということは、多分これはかからないということになるかと思っておりますけれども、ちょっとそこはまたよく環境省に確認をしたいと思っております。

(米田委員) その辺、確認がとれたら教えていただけるとよろしいかと思っております。

(山田参事官) わかりました。

(樫谷委員長) じゃあよろしく申し上げます。

そのほかに何かご質問ございますか。

これは、読み方によって、確かに米田委員のご指摘じゃないですけども、いろいろ読めますよね。読めばかなり広く読めるし、狭く読んじやうと、本当に自分のところがやったものだけの、熔融化したもののみずからのところだけで、村なんかならそういう施設を持っていませんよね、施設はね。村道なりをつくるときに、多分こういう熔融施設を持っていないですよ。何かちょっと広く解釈できる余地もあるのかなというふうに思いますので、その辺はちょっと

もう一遍、できれば詰めていただいて、ご説明いただけたらと思いますが、とりあえず一応提案していただいた人のニーズには合っているということと理解してよろしいですかね。

ほかにごさいませんか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。

ここで評価・調査委員会に係る申し合わせ（案）につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

（松本参事官）ではお手元の資料の6をお願いいたします。

評価・調査委員会に係る申し合わせということでございます。こちらのほうは実はまた、同じ中身で前回2年前にも申し合わせをしていただいたものでございますけれども、これは各委員の服務等に関する申し合わせでございますので、今回また委員の顔ぶれも若干変更がございますので、もう一度本日付ということでお諮り申し上げるものでございます。

具体的な中身といたしましては、1にございますように、この評価・調査委員会の委員につきましては、国家公務員法の服務に関する規定というものが一部準用されることになっております。特に服務の根本基準でありますとか、信用失墜行為の禁止、守秘義務といったことがかかってくるというところについてご留意いただきたいということでございます。

それから、2番目といたしまして、これは利害関係者の関係についての申し合わせでございます。議事につきまして、自らが、例えば当該特例措置の提案者であるといった形で利害関係があるような場合でございますけれども、この会議規則の3条第2項、3項の決議というものについては参加しないという形で整理をお願いしたいというふうに思っております。

また、その場合に限らず利害関係を有すると自らご判断される場合については、これと準じた取り扱いというようなことでございます。

それから、3番目といたしまして、こちらは私ども事務局にも関係することでございますけれども、議事録等の公開につきましては、国民が広く入手可能になるよう、ホームページ等におきまして配慮するというところでございます。

この申し合わせでございますけれども、具体的な考え方、解説につきましては、資料6の参考資料という形でおつけしておりますので、こちらのほうは後でお読みいただければというふうに思っております。

これにつきまして、問題ないようでございますれば、本日また申し合わせということでお願いしたいと思います。

（樫谷委員長）ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

ここでも本当に文章で読むと、何かをやっちゃいかんということに読めてしまうんですが、どうもそういうことではなくて、非常にごく常識的な対応をしていただければということのようでございます。

特に利害関係につきましては、少しでもあればだめだということではなくて、特に直接関係するようなところですね。それについて、議決に参加しないということのようでございます。

よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、資料6の原案のとおりでということによろしいと理解してよろしいですね。ありがとうございました。

ほかに事務局から連絡事項がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

どうぞ、畠参事官。

(畠参事官) 今後のスケジュールについてご説明をいたしたいと思います。資料の7をお願いいたします。

今後のスケジュール案でございます。本日6月2日に評価・調査委員会第9回会合ということでございます。先ほど来ありましたように、今後は部会に分かれてご審議をいただくということになっております。地域活性化部会1件と医療・福祉・労働部会2件ということでございます。

6月から7月にかけて、それぞれの部会において調査審議をお願いし、大体8月の上旬頃を目処に意見を取りまとめていただきたいというふうに考えております。それを9月に本部決定したいというふうに事務局としては考えておるところでございます。

(松本参事官) あともう一件、後ほど事務局から配布させていただきますけれども、本日は薬師寺委員のほうから医療福祉関係の提案につきまして、これは評価・調査委員会についてご審議いただいた案件というわけではございませんで、提案を受けて、全国展開という形で規制所管省庁である厚生労働省のほうで対応されている案件でございますが、それにつきましての資料のご提供をいただきましたので、これについて配布させていただきます。またご参考にしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(樫谷委員長) それでは配布のほう、よろしくお願いいたします。

薬師寺委員、どうぞ。

(薬師寺委員) 少しお時間いただきまして、ご説明をさせていただければと思います。

医福労部会の中では、医療・福祉・労働ということで、いつも厚生労働省というのが大変こ

の特区制度に対してアレルギーがあるというふうに思われている点があります。今回も調査審議といたしまして、2件の案件があがっておりますので、そういうイメージを払拭するためにもちょっとこの資料を提供させていただいたところでございます。

ここにあがっております「救命救急士の業務のあり方等に関する検討会」というものが本年3月23日に開かれました。昨日この議事録が厚生労働省のホームページにもアップされております。

実はこの案件、私どもの14次の提案でございます。

印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会というところから、実はこの3ページにございますこの3つの案件が特区提案として出ておりました。こちらの厚生労働省からの回答をいただきます中で、ご提案については専門家等の意見を踏まえ、検討を行う予定であるということで、実際に3月にこのように検討を始められたということをご報告させていただきます。

ですので、医療・福祉部門につきましても、このように特区提案をいただきましたら、厚生労働省の皆さん、大変真摯に受けとめていただきまして、意味がある提案であったということをご報告させていただきます。このように、実はこの3件につきましては、せっかく特区提案としていただいたにもかかわらず、我々特区の点数とはなかなか評価されていかない部分でございます。しかし、裏ではこのように特区制度も大変役に立っているぞということをおわかりいただければと思っておりましたので、どうも申しわけございませんでした。お時間いただきました。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

何かこれも含めて、できれば特区のほうも、評価委員会も、ポイント1ぐらいもらえればいいですね。ありがとうございます。厚労省のほうもそれほど頭がかたくないということをご説明いただいたということだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほかに何かご説明ございますでしょうか、事務局から。よろしいですか。

それでは、ありがとうございます。各部会の具体的な開催日時につきましては、事務局で調整していただきまして。

どうぞ。

(米田委員) 1つご提案があります。この調査審議に関しましては、これまで規制改革会議との連携が図られてきたことと思っております。このたびの、今日調査審議にかけられました案件につきましても、まずナースプラクティショナーに関しましては、規制改革会議の医療タスクフォ

一スのほうで今審議が進んでおりまして、両方の会議と委員会が上手に連携をとってやると、さらによい効果があらわれるのではないかと思います。

それから、町屋のほうに対しましても、既に、規制改革会議の地域活性化タスクフォースのほうで少し審議をしてきた経緯もございますので、同じところから始めて同じところで終わらないように、もっと先に進むように、今までの審議の蓄積を反映した形で進めていただければと思っております。

それから、最後のお米のほう、生産調整ですけれども、これに関しましても、規制改革会議の農林水産業タスクフォースでもやっておりますが、現在農水省のほうで、まさに今、国会審議中だと思います。特定法人貸付事業につきましては、今年の国会の審議状況によっては特定法人そのものが廃止されて、企業の農地の貸し借りについて、もちろんちゃんと耕作することという条件つきではありますけれども、市町村のあっせんなくとも借りられるような形というのが審議されておりますし、また、生産調整そのものにつきましても、今、農政改革の中で抜本的な見直しが進んでおります。構造改革特区といたしましても、そういった農水省の改革チーム、規制改革会議の農林水産業タスクフォースというところと連携をとって、効果的に進めていただければいいかと存じます。

(樫谷委員長) よろしいですか。

どうぞ。

(松本参事官) 今の米田先生のご指摘につきまして、事務局から若干ご説明させていただきます。

まず1点目のナースプラクティショナーの件でございますけれども、これは先生のおっしゃるとおり、規制改革会議のほうでも従来議論がございまして、また、以前から先生のほうからは規制改革会議との連携を密にするようにというようなご指摘をいただいておりますので、現在、こちらのナースプラクティショナーの議論をする際には医療タスクフォースの先生方にもご同席できないかということで、あちらの事務局と現在日程調整をしておりますので、そういう形で審議を進めさせていただけることになるかと思っております。

また、町屋につきましても、あちらの規制改革のほうでの議論が進んでいるという、一定の進捗があるということでございますので、資料等を見せていただく等をいたしまして、事務局で連携を進めていきたいというふうに思っております。こんな形で進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(樫谷委員長) 規制改革会議との連携については一応、前回の評価・調査委員会でも一応お話

をして、了解いただいているということなので、新しい指針というんでしょうか、今の評価・調査委員会でも、その方針を貫きたいと思っております。

すみません、地域活性化部会1件、医福労2件というのは、見ればわかるんですけども、地域活性化部会の1件というのはこの町屋のやつなんですか。

(松本参事官) 酒造のほう。

(樫谷委員長) 酒造のほうですね。それ以外が医福労ということですね。

もう一度確認ですが、今の規制改革会議の方々にもご出席いただくというのは、一応あくまでも評価・調査委員会の専門部会のほうにということだと思っておりますが、部会の中で、これはオブザーバーか何かでご出席いただくという形になるんですか、もしいただけるならば。調整がまとまればですね。

(松本参事官) はい。実は従来の私どものほうの審議の特区の進め方の基本としております、基本方針というのが閣議決定であるんですけども、実は昨年度までの基本方針では、調査審議に当たりましてはあくまでも提案者、それから規制所管省庁の方たちのお話しか聞けないというような、実は形でございました。

今年の4月に基本方針を改正いたしまして、それ以外の有識者等も出席を可能というふうに改正いたしました。これを活用いたしまして、私ども評価・調査委員会の理解といたしましては、有識者として規制改革会議の方をお招きいたしまして、ご同席いただいて、議論を活発化させるというような形で整理をしたいというふうに思っております。

(樫谷委員長) 有識者として、これは委員としての参加なんですか。それとも、例えば議決権というんですかね、そんな無理やりやることは恐らくないと思うんですが、そういうのはどうなるんですか。すみません、部会長としてちょっと聞きたい。

(松本参事官) 今申し上げましたように、実質的には合同開催的な形で議論を深めていただきたいというふうに思っておりますけれども、形としては評価・調査委員会の部会に、部会以外の第三者としてご参加いただく形になりますので、仮に例えば議決のような話になった場合には、その議決にはご参加いただけないというような形にならざるを得ないかと思っております。

(樫谷委員長) わかりました。米田委員、そういうことでよろしゅうございますか。

(米田委員) あと、やっぱり規制改革会議のほうの審議にも、どういう形になるかは技術論的にわかりませんが、特区の委員にご同席いただいて、一緒にやっていただくという方法もあろうと存じます。

(樫谷委員長) わかりました。ではその辺は、事務局同士あるいは米田先生のほうでまた音頭

をとっていただいたりしたらいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(松本参事官) 規制改革会議、事務局及び米田委員とも調整させていただいて、そういう場合にはしかるべくお願ひしたいというふうに思ひます。

(樫谷委員長) よろしいですか。

(米田委員) 今もナースプラクティショナーで合同的な形で開催させていただくというのは、大変好ましいことだと思っております、そういう方向で進めていただければいいと思っております。ナースプラクティショナーだけでなく、一緒に英知を集めてやればいい案件が多々ございますので、ぜひこの取り組みを広げていって下さい。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

何せ今、非常に厳しい、100年に一度といわれるような経済状態ですので、みんなあわせて、規制改革の中でその地域の活性化も含めてできればいいなど、こういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、各部会の具体的な開催日時につきましては、事務局で調整していただきまして、関係の委員へ連絡していただきますが、先ほど申し上げましたとおり、所属していない部会の審議への参加を希望される委員は、事務局にその旨をご連絡いただけたらと思ひます。

それでは、本日はこれで閉会したいと思ひます。

ありがとうございます。